

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社ゲームオン
【英訳名】	GameOn Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 李 相燁
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03 - 5447 - 6320（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 松本 将司
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03 - 5447 - 6320（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 松本 将司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高(千円)	1,606,663	1,412,327	6,072,468
経常利益(千円)	289,446	81,353	426,642
四半期(当期)純利益(千円)	159,556	14,023	40,820
純資産額(千円)	9,034,533	8,851,876	8,764,887
総資産額(千円)	10,517,447	10,191,600	10,163,707
1株当たり純資産額(円)	92,954.61	84,456.41	83,902.89
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1,650.57	145.06	422.27
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1,646.89	144.76	421.34
自己資本比率(%)	79.0	80.1	79.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	135,691	182,447	48,098
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	377,862	2,375,176	2,369,074
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	452,284	42,302	345,215
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	6,442,588	1,266,131	3,427,381
従業員数(人)	196	240	241

(注) 1. 当社グループは四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	240
---------	-----

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含みます。）は除いております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	214
---------	-----

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含みます。）は除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績
該当事項はありません。

(2) 受注状況
該当事項はありません。

(3) 販売実績
当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期(%)
オンラインゲーム事業(千円)	1,412,327	12.1
合計(千円)	1,412,327	12.1

(注1) 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、下記の2社は、オンラインゲームサービスの代金決済業務の委託先であり、各社に対する販売実績は、当社が提供するオンラインゲームの利用者(ユーザー)に対する利用料等の総額であります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社ウェブマネー	744,482	46.3	349,930	24.8
SBIペリトランス株式会社	311,039	19.4	132,373	9.4

(注2) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりです。

(1)ゲームライセンス契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社 ゲームオン (当社)	株式会社ウェブゼン	韓国	独占ライセンス 契約書	オンラインゲーム「Continent of the Ninth(C9)(仮)」 の日本国内での運営配信権の 付与	自：平成23年1月4日 至：サービスの有料化開始 日から3年後(注) (以降2年毎の自動継続)
株式会社 ゲームオン (当社)	株式会社 角川プロダクション 株式会社 スロウカーブ	日本	グローバル ライセンス 契約書	オンラインゲーム「ロードス 島戦記ONLINE(仮)」の開発 並びに全世界における運営配 信権の付与	自：平成23年1月24日 至：各地域のサービスの有 料化開始日から5年後 (注) (以降2年毎の自動継続)

(注)「Continent of the Ninth(C9)(仮)」「ロードス島戦記ONLINE(仮)」の正式有料課金サービス開始日は、当四半期報告書提出日現在では未定となっております。

(2)事業譲受渡契約

契約会社名	相手方の名称	国名	事業譲受内容	契約締結日	譲受期日
GameOn Studio Co., Ltd. (当社連結子会社)	株式会社 Synopexgreentech	韓国	オンラインゲーム「天上碑」事業 に係る有形無形の営業資産及び契 約関係を含む一切の権利及び地位	平成23年2月24日	(注)

(注) 事業譲受を行う日は、当四半期報告書提出日現在では未定となっております。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における我が国の経済は、輸出や生産の増加基調や、設備投資の持ち直しなど、改善テンポの鈍化した状態からの脱却傾向も見られましたが、依然雇用や所得環境が厳しい状況にあり、先行きに対する懸念が払拭できない状況が続いております。

当社グループが事業を展開しておりますオンラインゲーム市場においては、クライアントダウンロード型PC向けオンラインゲーム以外にも、ブラウザゲームやソーシャルゲームなどといった新しいサービスが次々に台頭し多彩なプラットフォームにおいて提供されることにより、当該サービスを提供する事業会社間の競争はこれまで以上に激化しておりますが、一方でインターネットを通じてゲームを楽しむ人口は増加しており、オンラインゲームユーザーの裾野は確実に拡大しているものと思われまます。

こうした状況の下、当社は「レッドストーン」「Soul of the Ultimate Nation」「天上碑」「ミュー～奇蹟の大地～」「シルクロードオンライン」「RF ONLINE Z」「PRIUS ONLINE」「眠らない大陸クロノス」「ALLODS ONLINE」のMMORPG（注1）9タイトル、FPS（注2）「Alliance of Valiant Arms」、オンラインスポーツゲーム「EA SPORTS™ FIFA Online 2」のほか、新たに獲得したMMORPG「くろネコONLINE」の正式有料サービスを2011年3月に開始し、計12タイトルにおける正式有料サービスを提供してまいりました。

当第1四半期連結会計期間におきましては、「Alliance of Valiant Arms」が前連結会計年度に引き続き好調を維持しており、当第1四半期連結会計期間より正式有料サービスを開始しました「くろネコONLINE」が当初想定していた予想を大きく上回るなど売上に貢献いたしました。しかしながら、競争の激化や市場環境の変化等により、既存タイトルにおいては当初計画を下回る傾向が継続し、2011年3月に起きた「東日本大震災」以降にほとんどの各種イベントやアップデートを延期した結果等の影響もあり、全体としては前年の業績を下回る結果となりました。

上記の結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は1,412百万円（前年同期比12.1%減）、営業利益は40百万円（前年同期比82.8%減）、経常利益は81百万円（前年同期比71.9%減）、四半期純利益は14百万円（前年同期比91.2%減）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社はMMORPG（注3）「C9（仮）」の独占ライセンス契約と、「ロードス島戦記」のオンラインゲーム化に関するグローバルライセンス契約を締結しております。当社グループは、こうした注目度や知名度の高いライセンスを今後も継続して獲得し、主力事業でありますオンラインゲーム運営事業をよりいっそう強化してまいります。

（注1）「MMORPG」とは、「Massively Multi Player Online Role Playing Game」（多人数同時参加型オンラインロールプレイングゲーム）の略称です。

（注2）「FPS」とは、「First Person Shooting Game」（一人称視点シューティングゲーム）の略称です。

（注3）「MORPG」とは、「Multi Player Online Role Playing Game」（複数プレイヤー参加型オンラインロールプレイングゲーム）の略称です。

(2) 財政状態の分析

財政状態

前連結会計年度末から当第1四半期連結会計期間末までの財政状態の主な変動は、流動資産が7,748百万円から5,484百万円へ減少したほか、有形固定資産224百万円から385百万円へ増加したこと、投資その他の資産が1,024百万円から3,150百万円へ増加したことが挙げられます。増減の主な要因は、流動資産につきましては長期貸付に伴う現金及び預金の減少によるもの、有形固定資産につきましては、建物の取得によるもの、投資その他の資産につきましては、長期貸付金の増加によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べて2,161百万円減少し1,266百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりです。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において、営業活動により増加した資金は182百万円（前年同四半期は135百万円の減少）となりました。これは主に、その他資産の増加106百万円による資金の減少があったものの、税金等調整前四半期純利益65百万円、売上債権の回収177百万円等、資金の増加によるものです。

（投資活動におけるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において、投資活動により減少した資金は2,375百万円（前年同四半期は377百万円の増

加)となりました。これは主に貸付による支出2,000百万円によるものです。

(財務活動におけるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において、財務活動により減少した資金は42百万円(前年同四半期は452百万円の増加)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出33百万円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	284,800
計	284,800

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	99,592	99,592	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	99,592	99,592	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法及び会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりです。

旧商法に基づき平成14年4月30日開催の臨時株主総会決議及び平成14年4月30日開催の取締役会決議を経て、平成14年5月1日に発行した第1回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,085
新株予約権の行使期間	自:平成16年5月1日 至:平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,085 資本組入額 3,043
新株予約権の行使の条件	権利付与日等、権利行使の条件は株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約書に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注1) 退職等の理由により権利を喪失した者及び権利行使した者について、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を、それぞれ減じております。

(注2) 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権を発行する日以降、当社が当社普通株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(注3) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の調整について

発行日以降、次の(a)又は(b)の事由が生ずる場合、払込価額は、それぞれ次に定める算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(a) 当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(b) 時価を下回る価額で当社普通株式につき新株を発行または自己株式を処分する場合、

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注4) 平成19年11月8日開催の取締役会決議により、平成19年11月26日付で第三者割当による新株式発行を行っております。これにより新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

旧商法に基づき平成15年10月3日開催の臨時株主総会決議及び平成16年8月18日開催の取締役会決議を経て、平成16年8月19日に発行した第4回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,169
新株予約権の行使期間	自:平成17年10月4日 至:平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,169 資本組入額 6,085
新株予約権の行使の条件	権利付与日等、権利行使の条件は株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約書に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注1)退職等の理由により権利を喪失した者及び権利行使した者について、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を、それぞれ減じております。

(注2)新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権を発行する日以降、当社が当社普通株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(注3)新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の調整について

発行日以降、次の(a)又は(b)の事由が生ずる場合、払込価額は、それぞれ次に定める算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(a)当社普通株式の分割又は併合が行われる場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(b)時価を下回る価額で当社普通株式につき新株を発行又は自己株式を処分する場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注4)平成19年11月8日開催の取締役会決議により、平成19年11月26日付で第三者割当による新株式発行を行っております。これにより新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

旧商法に基づき平成17年7月15日開催の臨時株主総会決議及び平成17年7月15日開催の取締役会決議を経て、平成17年7月16日に発行した第5回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24,337
新株予約権の行使期間	自:平成19年7月16日 至:平成27年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,337 資本組入額 12,169
新株予約権の行使の条件	権利付与日等、権利行使の条件は株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約書に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注1)退職等の理由により権利を喪失した者及び権利行使した者について、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を、それぞれ減じております。

(注2)新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権を発行する日以降、当社が当社普通株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(注3)新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の調整について

発行日以降、次の(a)又は(b)の事由が生ずる場合、払込価額は、それぞれ次に定める算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(a)当社普通株式の分割又は併合が行われる場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(b)時価を下回る価額で当社普通株式につき新株を発行又は自己株式を処分する場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注4)平成19年11月8日開催の取締役会決議により、平成19年11月26日付で第三者割当による新株式発行を行っております。これにより新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

旧商法に基づき平成17年7月15日開催の臨時株主総会決議及び平成17年12月21日開催の取締役会決議を経て、平成17年12月22日に発行した第7回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24,337
新株予約権の行使期間	自:平成19年12月22日 至:平成27年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,337 資本組入額 12,169
新株予約権の行使の条件	権利付与日等、権利行使の条件は株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約書に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注1)退職等の理由により権利を喪失した者及び権利行使した者について、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を、それぞれ減じております。

(注2)新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権を発行する日以降、当社が当社普通株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(注3)新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の調整について

発行日以降、次の(a)又は(b)の事由が生ずる場合、払込価額は、それぞれ次に定める算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(a)当社普通株式の分割又は併合が行われる場合、

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(b)時価を下回る価額で当社普通株式につき新株を発行又は自己株式を処分する場合、

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注4)平成19年11月8日開催の取締役会決議により、平成19年11月26日付で第三者割当による新株式発行を行っております。これにより新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

会社法に基づき平成20年3月28日開催の定時株主総会決議及び平成20年3月28日開催の取締役会決議を経て、平成20年4月4日に発行した第8回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	210
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	210
新株予約権の行使時の払込金額(円)	119,669
新株予約権の行使期間	自:平成22年4月1日 至:平成25年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 119,669 資本組入額 59,835
新株予約権の行使の条件	権利付与日等、権利行使の条件は株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約書に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注1)退職等の理由により権利を喪失した者について、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を、それぞれ減じております。

(注2)新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3)新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の調整について

(1)割当日後、当社が当社普通株式につき、次の又はを行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (2) 上記 及び に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- (注4) 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注2)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次で定める新株予約権の行使時の払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

会社法に基づき平成20年3月28日開催の定時株主総会決議及び平成20年11月20日開催の取締役会決議を経て、平成20年12月1日に発行した第9回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	560
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	560
新株予約権の行使時の払込金額(円)	152,000
新株予約権の行使期間	自:平成22年12月1日 至:平成25年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 152,000 資本組入額 76,000
新株予約権の行使の条件	権利付与日等、権利行使の条件は株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約書に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注1) 退職等の理由により権利を喪失した者について、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を、それぞれ減じております。

(注2) 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の調整について

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (2) 上記 及び に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

- (注4) 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注2)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次で定める新株予約権の行使時の払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	-	99,592	-	2,625,023	-	2,425,023

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,921	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 96,671	96,671	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	99,592	-	-
総株主の議決権	-	96,671	-

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社ゲームオン	東京都渋谷区恵比寿 一丁目19番19号	2,921	-	2,921	2.93
計	-	2,921	-	2,921	2.93

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	93,600	79,700	86,000
最低(円)	58,700	73,800	50,400

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式 数(千株)	就任 年月日
取締役		文 智秀	昭和48年2月28日生	平成12年11月 Neowiz Corporation 入社 平成19年3月 Neowiz INS 代表取締役社長就任 平成20年3月 ネオウィズ・ゲームズ・コーポ レーション取締役就任 経営支援室長 平成21年3月 同社経営支援本部長 平成22年3月 同社グローバル事業本部長 平成23年1月 Geon Investment Co.,Ltd. 監査役就任(現任)	(注)	-	平成23年 3月23日

(注) 平成23年3月23日開催の定時株主総会から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		元 遵喜	平成23年4月8日
取締役		馬 ヨンミン	平成23年4月8日
監査役		許 容碩	平成23年4月8日
監査役		沈 金玉	平成23年4月8日

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
専務取締役	-	取締役	-	鄭 起泳	平成23年3月23日
取締役	-	取締役	オンライン事 業本部長	萩原 和之	平成23年4月13日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,039,812	6,215,194
売掛金	856,891	1,034,616
貯蔵品	933	959
未収還付法人税等	233,335	232,876
その他	401,756	317,287
貸倒引当金	48,403	52,563
流動資産合計	5,484,327	7,748,370
固定資産		
有形固定資産	385,389	224,083
無形固定資産	1,171,028	1,166,579
投資その他の資産		
長期貸付金	2,000,000	-
その他	1,150,855	1,024,674
投資その他の資産合計	3,150,855	1,024,674
固定資産合計	4,707,273	2,415,337
資産合計	10,191,600	10,163,707
負債の部		
流動負債		
買掛金	372,308	418,792
1年内返済予定の長期借入金	99,996	99,996
未払金	229,945	267,566
未払法人税等	23,327	-
賞与引当金	18,295	43,639
役員賞与引当金	1,554	-
その他	259,800	228,941
流動負債合計	1,005,226	1,058,936
固定負債		
長期借入金	258,343	291,675
資産除去債務	36,011	-
退職給付引当金	1,862	1,048
その他	38,281	47,159
固定負債合計	334,497	339,883
負債合計	1,339,724	1,398,820

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,625,023	2,625,023
資本剰余金	2,425,023	2,425,023
利益剰余金	3,525,231	3,511,325
自己株式	399,895	399,895
株主資本合計	8,175,382	8,161,476
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,412	11,826
為替換算調整勘定	22,308	62,326
評価・換算差額等合計	10,896	50,499
新株予約権	60,072	60,927
少数株主持分	627,317	592,982
純資産合計	8,851,876	8,764,887
負債純資産合計	10,191,600	10,163,707

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	1,606,663	1,412,327
売上原価	543,829	484,093
売上総利益	1,062,833	928,233
販売費及び一般管理費	826,565	887,544
営業利益	236,267	40,689
営業外収益		
受取利息	31,754	17,862
為替差益	23,127	22,051
その他	979	2,365
営業外収益合計	55,860	42,280
営業外費用		
支払利息	1,487	1,489
投資事業組合運用損	1,080	-
その他	114	126
営業外費用合計	2,681	1,615
経常利益	289,446	81,353
特別利益		
貸倒引当金戻入額	2,191	4,289
その他	27	855
特別利益合計	2,218	5,144
特別損失		
投資有価証券評価損	-	17,519
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	3,307
特別損失合計	-	20,826
税金等調整前四半期純利益	291,665	65,671
法人税、住民税及び事業税	38,377	22,556
法人税等調整額	91,273	28,721
法人税等合計	129,650	51,278
少数株主損益調整前四半期純利益	162,014	14,392
少数株主利益	2,458	369
四半期純利益	159,556	14,023

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	291,665	65,671
減価償却費	75,846	92,099
のれん償却額	3,262	3,262
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,191	4,172
長期前払費用償却額	10,251	15,165
その他の償却額	221	207
賞与引当金の増減額(は減少)	86,645	25,344
役員賞与引当金の増減額(は減少)	9,711	1,554
退職給付引当金の増減額(は減少)	579	734
株式交付費	44	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	3,307
投資有価証券評価損益(は益)	-	17,519
投資事業組合運用損益(は益)	1,080	-
受取利息及び受取配当金	31,754	17,862
支払利息	1,487	1,489
為替差損益(は益)	23,190	21,065
売上債権の増減額(は増加)	115,085	177,515
たな卸資産の増減額(は増加)	6,810	25
仕入債務の増減額(は減少)	34,482	46,484
未払金の増減額(は減少)	35,890	51,957
未払消費税等の増減額(は減少)	18,700	42,386
その他の資産の増減額(は増加)	79,378	106,504
その他の負債の増減額(は減少)	6,297	10,155
その他	6,117	4,555
小計	448,534	141,947
利息及び配当金の受取額	38,647	47,174
利息の支払額	1,963	1,540
法人税等の支払額	620,910	5,134
営業活動によるキャッシュ・フロー	135,691	182,447

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	500,000	856,040
定期預金の払戻による収入	1,351,211	870,171
有形固定資産の取得による支出	182	146,064
無形固定資産の取得による支出	87,428	67,860
投資有価証券の取得による支出	104,100	135,698
投資有価証券の売却による収入	-	26,251
貸付けによる支出	-	2,000,000
貸付金の回収による収入	29,166	-
長期前払費用の取得による支出	200,980	67,668
敷金及び保証金の差入による支出	109,823	578
敷金及び保証金の回収による収入	-	2,309
投資活動によるキャッシュ・フロー	377,862	2,375,176
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	33,332	33,332
株式の発行による収入	150	-
リース債務の返済による支出	2,295	8,877
配当金の支払額	170,917	93
少数株主からの払込みによる収入	658,679	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	452,284	42,302
現金及び現金同等物に係る換算差額	59,129	73,781
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	753,584	2,161,249
現金及び現金同等物の期首残高	5,689,003	3,427,381
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,442,588	1,266,131

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項 の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益は993千円、税金等調整前四半期純利益は4,300千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は35,561千円であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、259,195千円であり ます。	有形固定資産の減価償却累計額は、236,833千円であり ます。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の とおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の とおりであります。
給与及び手当 223,508千円	給与及び手当 253,153千円
賞与引当金繰入額 24,355千円	賞与引当金繰入額 18,295千円
役員賞与引当金繰入額 6,088千円	支払手数料 211,757千円
支払手数料 223,232千円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)
現金及び預金勘定 6,942,588千円	現金及び預金勘定 4,039,812千円
預入期間が3か月を超える定期預金 500,000千円	預入期間が3か月を超える定期預金 2,773,681千円
現金及び現金同等物 6,442,588千円	現金及び現金同等物 1,266,131千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 99,592株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,921株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 60,072千円

(注) 新株予約権は、当連結会計期間末において権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

無配のため、記載すべき事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

当社グループは、同一セグメントに属するオンラインゲーム事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

当社グループは、同一セグメントに属するオンラインゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

当第1四半期連結財務諸表への影響額は軽微でありますので、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 84,456.41円	1株当たり純資産額 83,902.89円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額 1,650.57円	1株当たり四半期純利益金額 145.06円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 1,646.89円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 144.76円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	159,556	14,023
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	159,556	14,023
期中平均株式数(株)	96,667	96,671
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	216	202
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成20年3月28日定時株主総会決議第8回ストック・オプション(新株予約権)普通株式227株 平成20年3月28日定時株主総会決議第9回ストック・オプション(新株予約権)普通株式620株 なお、概要は「第4提出会社の状況 1.株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	平成20年3月28日定時株主総会決議第8回ストック・オプション(新株予約権)普通株式210株 平成20年3月28日定時株主総会決議第9回ストック・オプション(新株予約権)普通株式560株 なお、概要は「第4提出会社の状況 1.株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第1四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月1日

株式会社ゲームオン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゲームオンの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゲームオン及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月6日

株式会社ゲームオン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゲームオンの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゲームオン及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。